

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	敷地分割事業における敷地権利変換計画の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいて敷地分割を円滑に進めるため、具体的な敷地分割の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、敷地分割事業に係る敷地権利変換計画の決定及び認可の手続を定めており、敷地分割組合は、敷地権利変換計画を定めた場合には、市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第190条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第96条
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第百九十六条 都道府県知事等は、第百九十条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 二 敷地分割決議の内容に適合していること。 三 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。 四 その他基本方針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	敷地分割事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	